

PTA会員の皆様

令和4年10月13日
杉並区立向陽中学校
PTA事務局代表 中島 征也

第2回 PTA 運営委員会だより

第2回 PTA運営委員会が、下記の通り開催されました。

日時：令和4年10月8日（土）14時～
場所：向陽中図書館およびオンライン（Teams）
出席者：校長先生、副校長先生、運営委員7名（計9名）

校長先生挨拶

コロナ対策は行いつつも、今年度はどんどん外に活動に出たり、生徒の経験となる学習機会を積極的に設ける方針としています。昨年度は教員も慣れていないところがありましたが、先日は修学旅行も実施でき、教員も生徒も人とのリアルな交流はとても大切だと感じているところです。

PTAと学校運営に関しては、必要なところは効率化しつつ、保護者と教員がつながりあえるような会になるとよいと感じています。保護者の皆さんと、仕事等との両立ができるよう配慮しながら、教員と保護者同士密に連携がとれる運営を、これからもよろしくお願いします。

代表挨拶

先ほど、副校長先生立会いのもと、次年度事務局委員選出のための公開くじを行いました。選出された方にはこれから連絡をしてその後互選会の流れとなります。なお代表に立候補頂いた方がいることから、互選会がスムーズに進ことを期待しています。

早くも引き継ぎの季節となりました。秋は特に外副の業務が重なりますが、引き続きよろしくお願いします。

◆ 議事

1. 第①号議案：令和4年度 中間決算報告
2. 第②号議案：PTA会則の一部改定についての審議

1 第1号議案：令和4年度 中間決算報告

以下の内容で令和4年度 中間決算報告が承認されました。

令和4年度 PTA会計決算中間報告
(令和4年10月1日時点)

杉並区立向陽中学校 P T A
代 表 中島 征也
会 計 横井 知美
会 計 木原 理沙
会 計 多賀先生・守屋先生

収入の部: 1,220,676 円 支出の部: 129,385 円 収支差引残高 1,091,291 円
家庭数P: 予算時点175、現時点176(追加2、転出1) 教員数T: 予算時点18、現時点18
兄弟数: 予算時点8、現時点8

(収入の部)				
項目	予算額	収入額	残額	備考
PTA会費	307,000	309,054	2,054	※1 P×1600円(保険料100円含む)、T×1500円
受取利息	0	5	5	普通預金利息
雑収入	10,000	0	-10,000	向陽中学校土曜学校(向陽スタディ)トナ一代
助成金	10,000	0	-10,000	下高永福青年育成委員会からの助成金
準備金	0	0	0	会費納入までの運営資金を前年度から繰越したもの(今年度計上なし)
前年度繰越金	911,617	911,617	0	前年度からの繰越金
合計	1,238,617	1,220,676	-17,941	

※1:(当初家庭数175×1600円)+(追加加入2×1600円)-(R4.8転出者への返金1000円)-(振込手数料146円)

(支出の部)				
項目	予算額	支出額	残額	備考
運営費	1. 総会費	0	0	0 書面総会の為予算計上なし
	2. 会議費	5,000	0	5,000 各委員会会議費
	3. 消耗品費	10,000	615	9,385 事務用品
	4. 涉外費	0	0	0 P協・分区歓送迎会費・他校行事祝金、他
	5. 印刷費	10,000	0	10,000 印刷用紙、トナ一代、他
	6. 備品費	0	0	0 PTA室/PTA図書 備品
	7. 修理費	0	0	0 コピー機点検修理
	8. 通信・交通費	10,000	680	9,320 研修会・会議参加交通費、振込手数料他
	9. 廉弔費	20,000	0	20,000 結婚祝い・お香典、他
①小計		55,000	1,295	53,705
活動費	10. 広報費	70,000	10,860	59,140 「向陽だより」印刷代、他
	11. 地域委員会費	10,000	0	10,000 地域関連会費、各種交通費、他
	12. 学年・学級費	10,000	0	10,000 懇親会廃止により大幅削減
	13. 役員選考委員会費	0	0	0 互選会会議費、他
	14. 卒業祝い費	105,000	0	105,000 (卒業生98人+教職員7人) × 1000円
	15. 研修会費	10,000	10,000	0 青成会研修会費、同好会補助費※2
	16. 図書寄贈費	30,000	0	30,000 前年度の余剰金に応じて支助
	②小計	235,000	20,860	214,140
	分担金	9,650	9,650	0 杉中P協分担金<(予算時点の家庭数+教員) × 50円>
積立金	18. 予備費	30,000	0	30,000
	19. 準備金	0	0	0 次年度会費納入までの運営資金
	20. 機器積立金	30,000	30,000	0 別途会計に入金
保険料	21. 周年行事積立金	50,000	50,000	0 別途会計に入金
	22. P T A保険料	17,580	17,580	0 予算時点の家庭数 × 100円 + 兄弟数 × 10円
	③小計	137,230	107,230	30,000
合計 (①+②+③)		427,230	129,385	297,845

※2:テニス、インディアカ

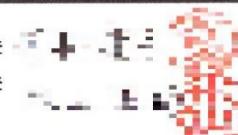
(別途会計)			
	前年度までの積立金	今年度積立金+利息	今年度積立金残高
機器積立金	172,000	30,000	202,000

	前年度までの積立金	今年度積立金+利息	今年度積立金残高
周年行事積立金	360,000	50,000	410,000

監査の結果、上記のとおり相違ないことを証明します。
令和4年/10月 / 日 杉並区立向陽中学校PTA

会計監査

会計監査



② 第2号議案：PTA会則の一部改定についての審議

以下の内容で細則2、細則3の一部改定が承認されました。

今回は細則のみの改定であり、事務局の選挙管理担当(以下選管)が、前年度事務局から自動的に割り当てられる運用を改めることを目的としています。

本改定により、選管は従来の2年連続での活動から、他の役職と同様、単年のみの活動となります。

杉並区立向陽中学校 P T A会則

第一章 総則

第1条 [名称]

本会は杉並区立向陽中学校 P T Aと称し、事務局を同校内に置く。

第2条 [目的]

本会は会員が協力しあい、家庭と学校、地域社会における生徒の健全な成長をはかるとともに、会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。

第3条 [方針]

本会は前条の目的を達成するため民主的に活動し、特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的としない。また、自主独立の任意団体であり他の団体等の干渉を受けない。

第4条 [会員]

本会は本校に在籍する生徒の保護者（またはそれに代わる人）及び教員で組織する任意加入の団体である。希望がある場合職員も加入することができる。会員は会費を納入し、平等の権利と義務を有する。

第5条 [顧問]

学校長は本会の顧問とし、全ての会議に出席し意見を述べることができる。

第二章 事務局

第6条 [事務局の役職と定数]

本会には会務の執行機関として事務局及び会計監査を置く。事務局の構成は代表と副代表を基本とし、その他会務の執行にあたり適宜役職を設置する。役職と定数については細則をもって定める。

第7条 [事務局の任期]

事務局及び会計監査の任期は最長2年とする。事務局及び会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会にて協議のうえ補助要員を後任とする。

第8条 [事務局の職務]

事務局の職務については細則をもって定める。

第9条 [事務局の選任]

事務局及び会計監査の選挙及び選出は細則をもって定める。教員の役職は別に教員より選出する。

第三章 会議

第10条 [会議の種類]

会議は、定期総会、臨時総会、運営委員会など事務局が必要と認めるものとする。

第11条 [会議の成立と議決]

全ての会議は委任状を認め、委任を含めた定数の二分の一で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。会議は集会・オンライン・書面など形式を問わない。可否同数の場合は、議長の裁決による。但し、会則の変更は総会もしくは臨時総会で委任を含めた定数の三分の二の賛意を得なければならない。

第12条 [会議の招集]

総会、運営委員会の招集は事務局が行う。

第13条 [総会]

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

1. 年度初めの総会は次の事を行う。

- (1) 会計監査の承認を得た前年度の決算、新年度の予算審議と承認
- (2) 新年度の活動計画の審議と承認
- (3) その他必要な事項

2. 臨時総会は次の場合に招集する。

- (1) 事務局が必要を認めた時
- (2) 運営委員会が招集の必要を決議した時
- (3) 会員の五分の一以上の署名により招集の請求があった時

3. 会則の変更は総会または臨時総会の議決を取らなければならない。

第14条 [運営委員会]

運営委員会は総会に次ぐ決議機関であり、事務局をもって構成し、主に以下を行う。

- 1. 総会に提出する議案の作成
- 2. 活動計画の審議と決定
- 3. 予算の構成
- 4. その他委任された事項

第15条 [特別委員会]

事務局は必要に応じ、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第16条 [学級会] 【削除】

第四章 委員会【削除】

第17条 [委員会] 【削除】

第18条 [学級委員会] 【削除】

第19条 [地域委員会] 【削除】

第20条 [広報委員会] 【削除】

第21条 【削除】 ※成人教育委員会の条文（令和2年度廃止）

第22条 [役員選考委員会] 【削除】

第五章 会計

第23条 [会計年度]

本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第24条 [会費]

本会の経費は会費及びその他をもってこれにあてる。会費については細則をもって定める。

第六章 その他

第25条 [同好会]

1. 同好会は、会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。同好会の設置・活動認可は運営委員会で審議し、総会にて承認する。
2. 同好会代表は本会会員でなければならない。
3. 同好会には、PTA活動費より活動補助金を支出することができる。その場合、定期総会での承認を得て金額等を決定し、年度末に当該年度の活動、及び補助金に対する収支決算を書面で事務局に報告しなければならない。

第26条 [細則]

本会則に細則を設けることができる。細則の制定及び改定は、運営委員会の承認を得、総会において報告する。

細 則

細則 1. 【事務局の役職と定数についての細則】

本会の事務局及び会計監査は次の通りとする。

代表	1名	(保護者 1名)
副代表	3名以上	(保護者 3名以上、教員 1名以上)
会計	2名以上	(保護者 2名以上、教員 1名以上)
庶務	2名以上	(保護者 2名以上、教員 1名以上)
広報	2名以上	(保護者 2名)
選管	3名以上	(保護者 3名)
会計監査	2名	(保護者 2名)

細則 2. 【事務局及び会計監査の職務についての細則】

1. 代表は会務を統括し、総会及び運営委員会を招集する。
2. 副代表は代表を補佐し代表が不在の時は、その職務を代理する。
3. 庶務は各種会合の議事の記録、通知と P T A のデータ管理を行う。
4. 会計は本会の会計事務一切を担当し、年度初めの総会において会計監査を経た決算報告をする。
5. 広報は広報誌等を発行し、P T A 活動の情報交換に寄与する。
6. 選管は事務局経験者をもって構成し、翌年度の事務局および会計監査を選出する。
7. 会計監査は会計及び備品を監査し、その結果を総会に報告する。

細則 3. 【事務局及び会計監査の選挙及び選出に関する細則】

1. 第1、第2学年の保護者より 16名を選出する。選出方法は、立候補・くじ引き・その他とし、その遂行については事務局選管担当者に一任する。
2. 候補者決定後、互選により事務局として以下を選出する。
代表 1名、副代表 3名、会計 2名、庶務 2名、広報 2名、選管 3名を選出する。
3. ~~選管は前年度事務局経験者より 3名以上選出し、不足の場合は公募する。~~
4. 事務局候補者決定後、会計監査 2名、補助 1名を決定する。
5. ~~選管以外の~~事務局経験者は翌年度の選出を辞退する権利をもつ。

細則 4. 【会費についての細則】

会費は1家庭年額1,500円（P T A 保険は別途）、教員1,500円とする。

細則 5. 【慶弔規定】

1. 弔慰金は次の通り定める。

(1) 会員	5,000 円
(2) 生徒	5,000 円
2. 上記以外の特別な事情がある場合は、運営委員会で協議する。

改定履歴

改定日	改定内容
昭和 28 年 4 月 20 日	制定・施行
昭和 29 年 3 月 22 日	会則一部改定
昭和 31 年 4 月 30 日	会則一部改定
昭和 35 年 3 月 14 日	会則一部改定
昭和 47 年 1 月 28 日	会則一部改定
昭和 50 年 12 月 15 日	会則一部改定
昭和 52 年 3 月 8 日	会則一部改定
昭和 53 年 12 月 15 日	会則一部改定
昭和 57 年 3 月 3 日	会則一部改定
昭和 62 年 3 月 10 日	会則一部改定
平成 13 年 2 月 23 日	会則一部改定
平成 15 年 2 月 25 日	会則一部改定
平成 15 年 5 月 22 日	会則一部改定
平成 20 年 2 月 19 日	会則一部改定
平成 24 年 3 月 5 日	会則一部改定
平成 30 年 2 月 15 日	会則・細則一部改定
令和 2 年 2 月 13 日	会則・細則一部改定
令和 2 年 7 月 8 日	会則・細則一部改定
令和 3 年 3 月 6 日	細則一部改定
令和 3 年 7 月 16 日	他団体からの影響を排除し、自主独立の意思表示を明確化することを目的とし、以下を改定。 ・会則第 3 条に「また、自主独立の任意団体であり他の団体等の干渉を受けない。」を追加。
令和 4 年 4 月 1 日	新型コロナウィルスの蔓延を契機とした組織・活動内容の大幅な見直しと活動の任意性、利便性を高めることを目的とし、以下を改定。 ・会則第 1 条から学校住所と設立年月日を削除。 ・会則第 2 条の表現を現状に即した内容に修正。 ・会則第 4 条に「(またはそれに代わる人)」を追加。 ・会則第 5 条から「役員選考委員会を除く」を削除。 ・会則第二章を呼称変更に伴い「役員」から「事務局」に修正。 ・会則第 6 条の事務局(旧役員)の種類と定数を細則に移動。 ・会則第 7 条の役員及び会計監査の認識を 1 年から最長 2 年に修正。 ・会則第 8 条の事務局(旧役員)の職務を細則に移動。 ・会則第 10 条から学級会と各委員会を削除。 ・会則第 12 条の会議招集者を事務局に変更。 ・会則第 13 条の 3 から「並びに会費の変更」を削除。 ・会則第 14 条の参加者構成を変更。3 本会運営企画を削除。 ・会則第 16 条を学級委員会の廃止に伴い削除。 ・会則第四章を全委員会廃止に伴い削除。 ・会則第 24 条の会費に関する記述を細則に移動。 ・会則第 25 条に同好会代表の条件と定期総会での承認、収支報告の義務に関する記述を追加。 ・会則付則を削除し改定履歴を追加。 ・細則 1 を細則 3 に移動。 ・細則 1 として事務局の役職と定数を追加。(会則第 6 条から移動)

改定日	改定内容
	<ul style="list-style-type: none">・細則 2 を細則 3 に移動。・細則 2 として事務局の職務を追加。(会則第 8 条から移動)・細則 3 を細則 5 に移動。・細則 3 として事務局の選挙及び選出を追加。(細則 1 から移動)・細則 4 を削除。・細則 4 として会費を追加。(会則第 24 条から移動)・細則 5 の弔慰金対象者を修正。慶祝金を削除。

副校長先生の挨拶

本日はお忙しい中ありがとうございました。

行事の運営についても二転三転してしまうこともあるが、PTAの皆さんにできるだけお手伝いいただきながら運営していきたいと思います。コロナも収束しつつありますが、濃厚接触者については7日間待機期間を設けなければならない等規定に従いながら感染拡大防止に務めていきます。

向陽祭は保護者1名のみの鑑賞となり申し訳ありませんでした。コロナの状況が改善してくれれば、おじいちゃんおばあちゃんを含めご家族みんなで楽しんでいただける行事がたくさん実施できるとよいなと考えています。その際には、またご協力をよろしくお願ひします。